

# 福岡市水道局

## 指定給水装置工事事業者制度

### ～更新制導入～

- **令和元年10月1日**から指定の**有効期間**が従来の無期限から**5年間**となりました。
- 指定更新時に**事業運営等の4項目**について**確認**を行います。

#### ●指定更新の要件

指定更新の要件は、**新規の指定の基準**（水道法第25条の3）に準拠しています。  
有効期間内に更新をしなければ指定の効力を失います。

#### ●更新申請に必要な書類

更新申請に必要な書類は、**指定申請時と同様の書類**になります。  
また、併せて**事業の運営等の4項目**について**確認**を行います。

#### ●指定更新時に確認する事業運営等の4項目

指定更新時に下記の4項目について確認します。

- ①指定事業者の講習会受講状況 ②指定事業者の業務内容
- ③主任技術者等への研修機会確保の状況 ④技能を有する者の従事状況

#### ●指定の有効期間

指定を受けた日	初回更新までの有効期間
H10.4.1～H11.3.31	令和2年9月29日まで
H11.4.1～H15.3.31	令和3年9月29日まで
H15.4.1～H19.3.31	令和4年9月29日まで
H19.4.1～H25.3.31	令和5年9月29日まで
H25.4.1～R19.3.30	令和6年9月29日まで

更新手続きは、有効期間に余裕を持って行ってください！



※現行制度で指定を受けている指定給水装置工事事業者の皆さまは、指定を受けた日によって初回の有効期間が異なります。